

○春日市特別支援教育就学奨励費支給規則

(平成 27 年 2 月 26 日教委規則第 3 号)

改正 平成 28 年 3 月 3 日教委規則第 10 号

(目的)

第 1 条 この規則は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和 29 年法律第 144 号)の趣旨に基づき、春日市立の小中学校に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために必要な補助を行い、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 18 条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。
- (2) 保護者 学校教育法第 16 条に規定する保護者をいう。
- (3) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和 29 年政令第 157 号)第 2 条第 1 号の規定により文部科学大臣が定める算定方法の例により算定した保護者の属する世帯の収入の額をいう。
- (4) 需要額 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 8 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した保護者の属する世帯の需要の額をいう。

(対象者)

第 3 条 特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)の支給を受けることができる者は、市内に住所を有し、かつ、春日市立の小中学校に就学する児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当するもの(生活保護法第 13 条の規定により教育扶助を受けている者及び春日市就学援助規則(昭和 56 年教委規則第 7 号)により就学援助を受けている者を除く。)とする。ただし、学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 9 条第 1 項に規定する区域外就学の承諾を受けている保護者に対する就学奨励費については、別に定める。

- (1) 学校教育法第 81 条第 2 項の規定により設置された特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 前項に掲げる者のほか、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 140 条の規定により、心身の障害に応じた特別の指導を受ける児童生徒の保護者

(支給区分)

第 4 条 前条に規定する対象者を、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げるとおり区分する。

- (1) 保護者の収入額が必要額の1.5倍未満の場合 第1号区分
 - (2) 保護者の収入額が必要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合 第2号区分
 - (3) 保護者の収入額が必要額の2.5倍以上の場合 第3号区分
- (支給費目及び支給額)

第5条 就学奨励費の支給費目は、次に掲げるとおりとする。ただし、第3条第3号に該当する者に対する支給費目は、第2号に掲げる支給費目に限る。

- (1) 学校給食費
- (2) 通学費
- (3) 修学旅行費
- (4) 校外活動参加費(宿泊なし)
- (5) 校外活動参加費(宿泊あり)
- (6) 学用品・通学用品購入費
- (7) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

2 就学奨励費の支給額は、前条の区分に応じて前項の支給費目ごとに教育長が予算の範囲内で定める額とする。

(支給の申請)

第6条 就学奨励費の支給を受けようとする保護者は、特別支援教育就学奨励費支給申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、教育長へ申請しなければならない。

(支給の認定)

第7条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、就学奨励費の支給を行うべきものと認めたときは、就学奨励費の支給を認定するものとする。

2 教育長は、前項の規定による認定を行ったときは、特別支援教育就学奨励費認定通知書(様式第2号)により、保護者に通知するものとする。

3 教育長は、第1項の審査の結果、就学奨励費を支給しないことを決定したときは、速やかに特別支援教育就学奨励費却下通知書(様式第3号)により保護者に通知するものとする。

(支給の方法及び期間)

第8条 就学奨励費は、直接又は児童生徒の在学する学校の学校長を通じて保護者に支給するものとする。

2 就学奨励費は、金銭給付によって行うものとする。ただし、これによることが適当でないときは、現物給付によって行うことができる。

3 就学奨励費を支給する期間は、教育長が認定した日から当該学年の末日までとする。

(就学奨励費の返還)

第9条 教育長は、偽りその他不正の手段により、就学奨励費の支給を受けた保護者があるときは、その保護者から当該就学奨励費に相当する額の全部又は一部を返還させるものとする。

(支給の廃止)

第10条 保護者が、転学等により第3条の対象者に該当しなくなったとき又は保護者が受給を辞退したときは、支給を廃止する。

2 前項の場合においては、特別支援教育就学奨励費廃止通知書(様式第4号)により、保護者に通知するものとする。

(児童生徒の異動)

第11条 保護者は、児童生徒の在学に関する異動が生じたときは、遅滞なく教育長へ報告しなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月3日教委規則第10号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。